

能登半島地震復興支援県民本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年1月1日に発生した令和6年（2024年）能登半島地震における被災地及び被災者の支援を行うため、「能登半島地震復興支援策県民本部」（以下「県民本部」という。）に關し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 県民本部に座長を置く。

2 座長は知事をもって充て、県民本部の会議の進行を担当する。

(構成員)

第3条 県民本部は、知事が依頼する者をもって構成する。

(担当事務)

第4条 県民本部の担当事務は、別表1に掲げるところによる。

(事務局)

第5条 県民本部の事務を処理するため、事務局を危機管理防災課に置く。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、県民本部に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年2月6日から施行する。

別表1

担当事務	1 情報の収集、整理、分析 2 県民本部による支援内容の共有・調整 3 国、知事会、市町村、関係機関の連絡調整 4 長野県の防災対策の強化に向けた意見交換 5 その他、座長が必要と認める事項
------	---